



6. 安全衛生について

Q6-1： 施工時の安全衛生として何が必要ですか？

A： ヘルメット、墜落制止用器具（安全帯）、安全靴（踏抜き防止インソール装着）、防じんマスク(国家検定品推奨)、手袋、保護メガネを着用して作業を行ってください。

Q6-2： 溶接の資格は必要ですか？

A： 法的な規制はなく、特別教育等の資格は必要ありません。ただしロックウール工業会では作業者に対して、溶接機の取り扱いや溶接方法を含めた巻付け耐火被覆について講習を行い、修了者証を発行しています。

Q6-3： 廃棄物として発生した巻付け耐火被覆材は、

どのように処理をすれば良いですか？

A： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」に該当し、産業廃棄物として適切に処理することが必要です。

Q6-4： 巻付け耐火被覆材を扱う作業は人体への有害性がありますか？

A： 巻付け耐火被覆材は施工後や施工中の環境でも発塵が少なくクリーンな耐火被覆材です。ただしロックウールに限らず、どのようなもの(物質)でも呼吸器系に取り込まれることは好ましいものではありませんので、作業時にはマスク等の保護具の着用を義務付けています。

Q6-5： 作業時のマスクはどのようなものを使用すれば良いですか？

A： 粉じんの吸い込みを防止する目的でDS1やRS1ランク以上の防じんマスクを使用します。

ちなみに、金属アーク溶接では溶接時に発生するヒュームに有害物質が含まれることから、『特別化学物質障害予防規則（以下特化則）』の対象となり、ランクの高いマスクを使用することが必要となりますが、巻付け耐火被覆の溶接作業は『CDスタッド溶接』を採用しており、特化則で定める溶接作業には該当しません。念のため、実際の施工現場で溶接時の溶接ヒューム濃度を測定したところ、特化則で定める規定値に比べ、十分に低い濃度でした。